

- (3) 教育庁教育事務所の5カ所（信夫、郡山、北会津、石城、相双）に保健体育担当の指導主事がおり、県下5地区の指導にあたっている。
 - (4) 市町村教育委員会のうち福島、郡山、若松、平では保健体育課を設置して、専門職員が指導し効果をあげている。
 - (5) 市町村体育協会は主として体育指導委員、市町村教育委員会職員等が当っており、107市町村中62市町村に設置されている。
 - (6) スポーツ少年団の指導には、主として体育指導員が当っている。
（18市町村に結成され、518団体、団員約11,000人で全国第2位である。）

〔施策の目標〕

- (1) 県体協の傘下の各競技団体に専任の事務担当者をおき、会の運営を活発にする。
 - (2) 体育指導委員の特技、地域と種目についてバランスを考えて任命する。
 - (3) 市町村教育委員会に体育課、または、体育係において専門職員を配置し、体育施設の管理と指導にあたる。
 - (4) 教育事務所に体育係主事を5名にとどまらず全教育事務所に配置し、効果をあげる。
 - (5) スポーツ少年団を、昭和45年度を目標に県下全市町村に結成し、青少年の健全育成をはかる。

〔施策の内容〕

- (1) 豊富なボーナスセンター職員、各競技場職員について次のとおり配置するよう検討する。

ア 総合スポーツセンター職員

	職 員	數	備	考
所 次 主	長	10人	1 人	× 10
主	長	10	〃	〃
事	事	20	2	× 10
導	補	10	1	× 10
主	師	10		〃
技	事	30	3	× 10

二 各競技場職員

陸上競技場	体育館	水泳プール	野球場	サッカーフィールド	弓道場	柔道場	テニス場	合宿所	計
汽用臨時	上員員務	-5 罐務用	8 8 10	-14 8 28	-4 8 8	-6 12	-8 16	-5 10	4 4 8
									12 58 116